

第4章 予報及び警報等の伝達

第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等

1. 水防活動用警報等の種類

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。

区 分	種 類	発表機関	摘 要
気 象 予 報 警 報 法第10条第1項 気 象 業 務 法 第14条の2第1項	水防活動用気象注意報・警報 水防活動用高潮注意報・警報 水防活動用洪水注意報・警報 水防活動用津波注意報・警報	網走地方气象台 (大雨・高潮・洪水) 気象庁 (津波)	一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の発表をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。
洪 水 予 報 法第10条第2項 法第11条第1項 気 象 業 務 法 第14条の2第2項 第14条の2第3項	注意報・警報・情報	網走開発建設部 北 海 道 網走地方气象台 共 同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水 防 警 報 法第16条	待機・準備・出動・指示・解除	網走開発建設部 北 海 道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

第2節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等

1. 水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用 気象警報	大 雨 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたとき
水防活動用 津波警報	津 波 警 報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）
水防活動用 高潮警報	高 潮 警 報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたとき
水防活動用 洪水警報	洪 水 警 報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき

（大雨警報・洪水警報を補足する情報）

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

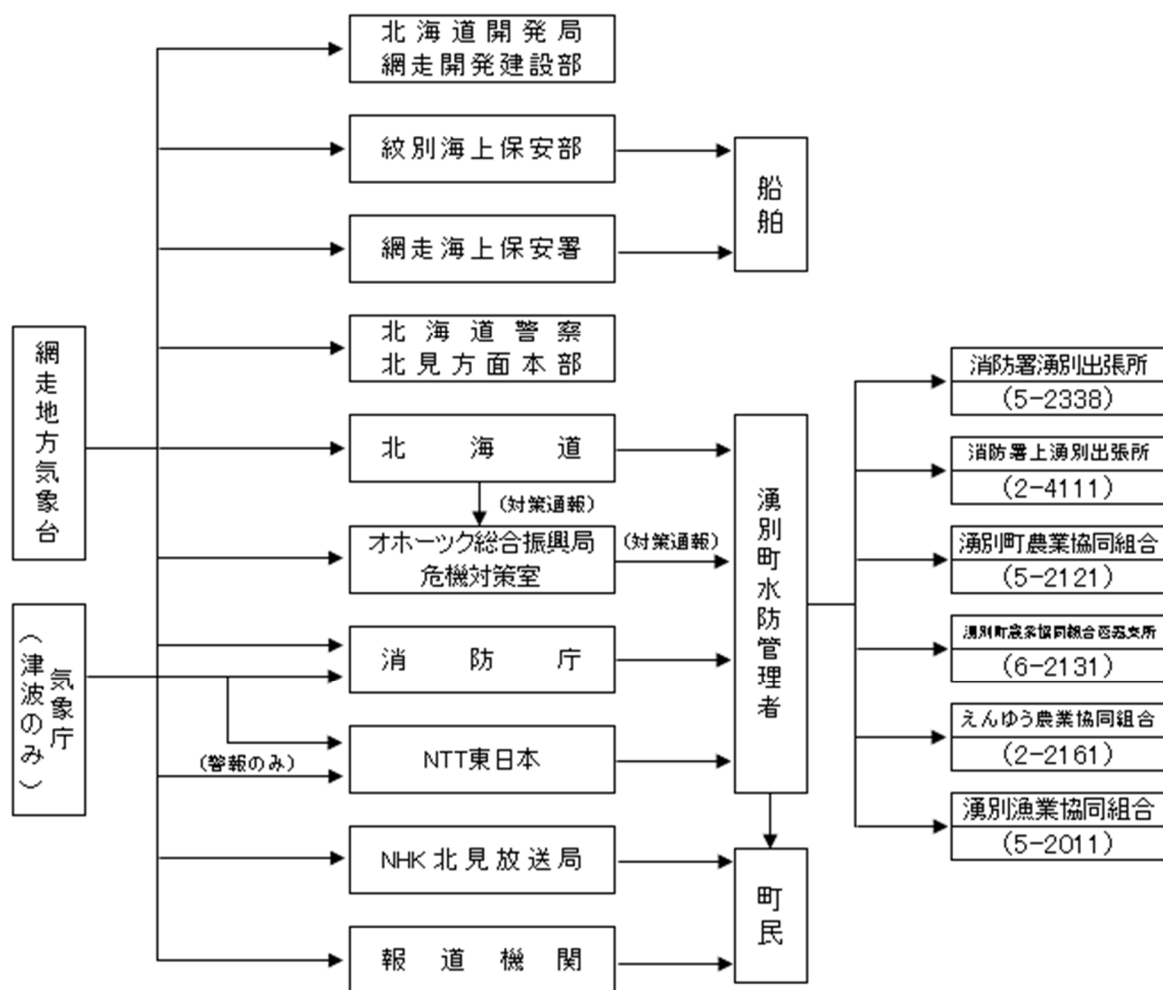
2. 指定河川洪水注意報及び警報

法第10条第2項及び第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項の規定により、水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	内 容
〇〇川（指定河川） 洪水注意報	洪水予報河川に対して行う洪水注意報。洪水によって水害の起こるおそれのある場合に、河川名を冠して水位または流量を示して行う予報。 〇〇川氾濫注意情報との標題で発表する。
〇〇川（指定河川） 洪水警報	洪水予報河川に対して行う洪水警報。洪水によって重大な水害の起こるおそれのある場合に、河川名を冠して水位または流量を示して行う予報。 氾濫が広域報または〇〇川氾濫発生情報との標題で発表する。域及びその水深を予報する。〇〇川氾濫警戒情報、〇〇川氾濫危険情に及ぶ河川では、氾濫後において、氾濫により浸水する区

3. 水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達

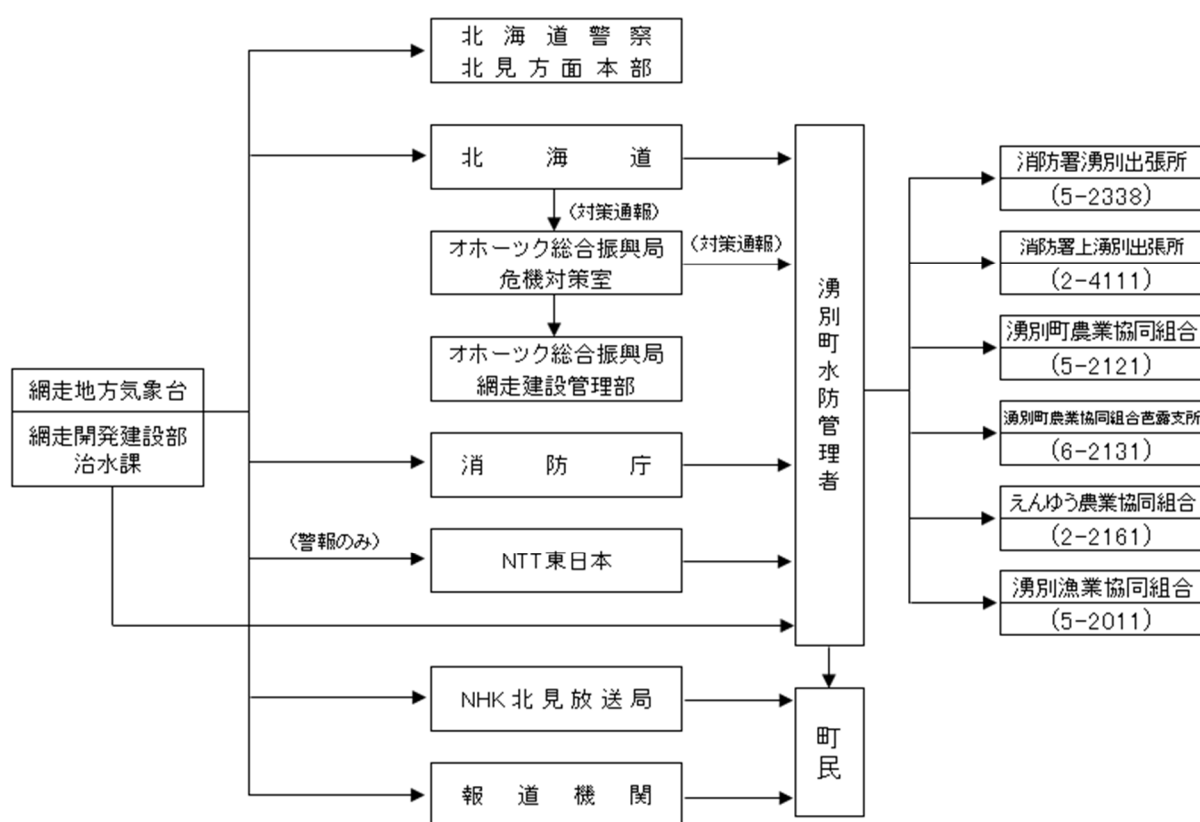
水防管理者は、水防活動用気象警報等の通知を受けたときは次により伝達を行うものとする。



第3節 指定河川洪水予報

知事は、法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定により、知事が指定した河川について、洪水予報をしたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

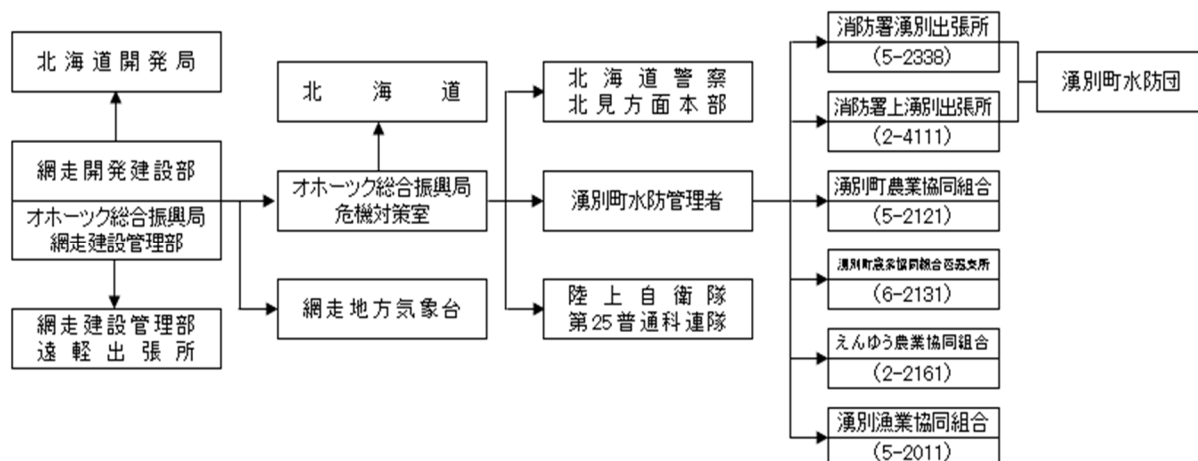


1. 洪水予報の種類、危険度レベル、水位の名称、発表基準等

洪水の危険度のレベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表する情報 (予報文の標題)	発表基準	市町村・住民に求める行動等
レベル5	洪水警報	氾濫の発生	〇〇川 氾濫発生情報	氾濫が発生したとき	直ちに安全確保
レベル4 (危険)	洪水警報	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	〇〇川 氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき	町長は避難指示等の発令を判断 危険な場所から全員避難
レベル3 (警戒)	洪水警報	避難判断水位	〇〇川 氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	町長は高齢者等避難発令を判断 危険な場所から高齢者等は避難、それ以外の住民は、氾濫に関する情報に注意
レベル2 (注意)	洪水注意報	氾濫注意水位 (警戒水位)	〇〇川 氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	水防団出動
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	(発表なし)		水防団待機

第4節 水 防 警 報

知事は、法第16条第1項及び第2項の規定により、国土交通大臣が指定した河川又は海岸について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。



1. 水防警報の種類、内容及び発表基準

(1) 河川における水防警報

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、または水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位に達し、なお上昇の恐れがあるとき。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、または、既に氾濫注意水位を越え、災害の恐れがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または氾濫注意水位以上であっても、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(2) 津波に関する水防警報

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	大津波警報又は津波警報が発表される等必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	大津波警報、津波警報及び津波注意報が解除される等、水防活動が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。

※気象庁の大津波警報・津波警報が発表されると自動的に水防警報「待機」を発表したものとする。